

國とあれば此時もなほ倭の字なりしことしられたり、其後も孝謙天皇の天平勝寶四年十一月乙巳日の下に以從四位上藤原朝臣永手爲大倭守とあるまでは、みな倭字にて、その後天平寶字二年二月己巳日の勅にはじめて大和國と見えたる、これより後は又みな和の字をのみか、れたり、これにてまづ、勝寶四年十一月より、寶字二年二月までの間に改められたりとはしられたり、それも何となく和の字を書出せるにはあるべからず、かの養徳と改められし時の例を思へば、此和の字も、かならず詔命にて著られたりけむを、紀にはその事しるし漏されたるなるべし、類聚國史などにも見えざれば、後に寫し脱せるにはあらじ、さて又萬葉集を考ふるに、十八の卷までには、歌にも詞にも、和の字を書る所はなくして、十九の卷、天平勝寶四年十一月二十五日、新嘗會肆宴應詔歌六首の中に、右一首大和國守藤原永手朝臣とある、これ和の字を書る始めなり、又二十ノ卷に、先太上天皇詔陪從王臣曰、夫諸王卿等宣賦和歌而奏云々、右天平勝寶五年五月云々とある、これに始めて和歌とも書り、そもそもかの永手朝臣を大倭守とせられしは、上に引る紀の文のごとく、勝寶四年十一月乙巳日にて、乙巳は二日なるに、そこにて猶倭の字をかけると、此萬葉に、その同月の二十五日の事に、和の字を書るとを引合せておもへば、まことに天平勝寶四年十一月の三日より二十四日までのあひだに、改められたるなりけり、さて又大倭宿禰といふ姓は、かの養徳と改められし時も、その字にしたがひて、大養徳宿禰とかへれたれば、和の字に改まりたる時も、それにしたがふべきわざなるに、寶字元年六月の所までも、なほ倭字をかきて、同年十二月の文より始めて大和宿禰とあり、そのころは既に姓氏の文字なども、私に心にまかせてはかゝず、必おほやけより勅有て定められし事なれば、國名の和の字に成しとき、此姓の字も、然改むべき勅あるべきに、其後しばしなほ舊のまゝに書しは、此姓の字改むべき勅は、寶字元年に至りて有しなるべし、さて寶字元年の所に、此姓を大和宿禰と書るにて、國名の方は、それより